

第8条 （返済義務）

乙が甲に紹介した常勤医療従事者（非常勤勤務医療従事者は除く）が、入職後当該医療従事者本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、乙は既に受け取った第5条で定める報酬金額を次の基準で甲に返還するものとする。

入職後1ヶ月未満の場合 第5条の報酬金額の100%

入職後1ヶ月以上、3ヶ月未満の場合 第5条の報酬金額の50%

第9条 （秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して取得した情報につき、秘密を保持し、第三者に開示または公表してはならず、本契約以外のいかなる目的のためにも利用してはならない。

2. 前項の情報には、情報入手時に既に公知であった情報、情報入手後に受領した当事者の過失なくして公知となった情報、ならびに第三者より守秘義務を負うことなく適法に入手した情報を含まない。

3. 前2項の定めにかかわらず、甲および乙は法令または規則に基づき、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制当局を含む）による要請に応じて秘密情報を開示することが必要な場合には、これを開示することができる。

第10条 （契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告もせず直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第11条 （協議）

本契約に定めのない事項あるいは疑義を生じた事項については、法律および関係諸法令の趣旨に則り甲乙双方が誠意をもって協議の上、解決をするものとする。

第12条 （準拠法等）

本契約は、日本法に準拠し、日本法をもって解釈される。甲および乙は、本契約から生じ、または本契約に関連した係争に関し、神戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲）

受託者（乙）